

令和6年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について

令和6年2月14日
三重地方最低賃金審議会

特定（産業別）最低賃金の決定等については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会答申、同年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」等に基づき行ってきたところであり、令和6年度においてもこれらを踏まえて行うこととするが、さらに円滑な審議を図るため、令和6年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等については、次によるものとする。

1 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の意向表明について

- (1) 令和6年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出を行う場合には、予め、その意向を当審議会又は三重労働局長（以下「局長」という。）に対し表明するものとする。
なお、局長に対し、意向の表明があったものについては、局長は当審議会に報告するものとする。
- (2) 当該意向表明は、当審議会又は局長へ、原則として書面により令和6年3月21日（木）までに行うものとする。
- (3) 意向表明は次に掲げる事項について行うものとする。
 - イ 申出者
 - ロ 申し出の内容〔当該特定（産業別）最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者（又は使用者）の範囲〕
 - ハ 申し出の理由

2 特定（産業別）最低賃金の決定等の申し出について

- 令和6年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出を行う場合には、令和6年7月4日（木）までに局長宛て行うものとする。
- なお、決定等申出者は、申し出について当該申し出の意向表明後、速やかに関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

3 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について

- 前項の申し出について、当審議会は、次の点に留意の上検討を行うものとする。
- (1) 関係労使の意見聴取については、次により行うものとする。
 - イ 関係労使の意向、当該産業の実態等が十分反映されるよう努めるものとする。
 - ロ その方法等について十分検討を行い、効率的な実施を図るよう努めるものとする。
 - (2) 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について局長から諮問された場合には、当審議会は、全会一致の議決が得られるよう努めるものとする。